

第 2 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成15年 8月 7日(木曜日) 午後 2時00分			
召集の場所	志波姫町「エポカ21」			
開閉会の日時 及び宣告人	開会 平成15年 8月 7日(木) 午後 2時00分	会 長 菅 原 郁 夫		
	閉会 平成15年 8月 7日(木) 午後 4時20分	副会長 千 葉 徳 穂		
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 登
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	高 橋 光 治
	"	佐々木 幸一	"	遠 藤 實
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	白 鳥 英 敏
	"	山 田 悦 郎	"	三 浦 徹 也
	"	葛 岡 重 利	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 小 弥 太	"	高 橋 伸 幸
	"	鹿 野 清 一	"	佐 藤 多 恵 子
	"	佐 藤 千 昭	"	武 田 正 道
	"	鈴 木 守	"	海 老 田 慶 子
	"	佐 藤 平 義	"	白 鳥 文 雄
	"	千 葉 久	"	山 村 喜 久 夫
	"	太 斎 俊 夫	"	佐 々 木 昭 雄
	"	佐 藤 重 美	"	津 藤 國 男
	"	大 内 朗	"	須 藤 茂
	"	小 岩 誠 二	"	伊 藤 竹 志
	"	菅 原 佑	"	後 藤 和 廣
	"	中 鉢 泰 一	"	飯 田 明
	"	石 川 正 運	"	白 鳥 一 彦
	"	高 橋 義 雄	"	千 葉 和 恵
	"	千 葉 伍 郎	"	中 條 彦 登
"	佐 藤 幸 生	"	佐 藤 利 郎	
"	高 橋 久 伍	"	藤 橋 俊 五	
"	佐 々 木 幸 男	"	鈴 木 国 雄	

出席者	監査委員	菅原貞夫		
	"	菅原正晃		
欠席者				
その他出席者	副幹事長	大場秀也	調整第1班長	鈴木秀博
	事務局長	鈴木正志	調整第2班長	小野寺桂一
	次長(総務担当)	阿部貴夫	総務第1班員	武田利喜夫
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	総務第1班員	高橋良通
	次長(調整担当)	千葉浩文	総務第1班員	千田達
	次長(調整担当)	濁沼栄一	総務第2班員	佐々木貴徳
	総務第1班長	千葉雅樹	総務第2班員	伊藤大輔
	総務第2班長	小野寺世洋	計画第2班員	松田光由
	計画第1班長	高橋正淑	調整第2班員	栗原聡
	計画第2班長	菅原昭憲		
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	千葉久	委員	太斎俊夫
傍聴	一般 15名 報道 4社			

次第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報 告
 - 報告第12号 栗原地域合併協議会幹事会規程の一部改正について
 - 報告第13号 栗原地域合併協議会開催スケジュールについて
- 5 協 議
 - 協議第1号 新市建設計画策定基本方針について
 - 協議第2号 事務事業の調整方針について
 - 協議第3号 栗原地域合併協議会合併協定項目について
 - 協議第4号 合併の方式について
 - 協議第5号 合併の期日について
 - 協議第6号 新市の名称について
 - 協議第7号 電算システム事業について
- 6 その他
- 7 閉 会

1. 開 会 午後2時00分

鈴木事務局長 それでは、ただいまから第2回栗原地域合併協議会を開会いたしたいと思います。

2. 会長あいさつ

鈴木事務局長 開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原若柳町長よりごあいさつを申し上げます。

菅原会長 あいさつを申し上げます。

ご承知のように、去る7月1日、法定協議会を設置いたしまして事務局体制を整え、そしてまた7月3日には第1回の栗原地域の合併協議会を開会申し上げたわけでございます。

きょうは8月7日でございますので約1カ月間ほどの間がありました。このように間を置いたということは、大変輻輳する事務事業、こういうものを整理しながら協議会の方にお諮りをしなければならぬというようなことで、事務局におきましても大変急いで資料等についてはつくりましたけれども、時間がかかったということで約1カ月ほど間がありました。ご了承賜りたいと思います。

さて、きょうは第2回の栗原地域合併協議会を開会するわけでございますが、本日の協議に要します資料、これらについては既に事前にお渡しをいたしております。恐らくこの資料をご覧になったと思いますが、これまた輻輳する大切な問題だけがあるわけでございます。そういう大切な問題をいろいろとこの協議会の中で決定をしていかなければならないものがたくさんございます。考えてみれば確かに時間がない、もっと期日があってもいいのではないかといったようなお話などもないわけではないと思いますが、やはりできるだけきちんとした中で決めていかなければならないものだけがこれからどんどん増えてまいります。そういうことからいたしますと、委員皆様方にもいろいろとご勉強を賜りまして、できるだけ議題に供した際に決定をしていくといったような方向で進めていきたいというふうに会長としては考えております。どうかひとつご協力のほどをお願いを申し上げてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で開会に当たりましての会長の話を終わりますが、ただ、この1カ月間、皆さま方とお会いしない間に、7月26日には大変な地震災害等も生じました。ただ、その地震災害にありましても、栗原地方、幸いにも大きな被害等ももたらされませんで過ごしたのかなというふうに思うわけでございますが、しかし、県内にはまだまだ避難生活をしておる方々もたくさんおります。そういうことで、被害をこうむった地域の皆様方には謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。そのような事情の中で協議会を開会するわけでございますが、先ほど来申し上げましたように、よろしく願いを申し上げて、第2回栗原地域合併協議会に入ってまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げて会長からのあいさつとさせていただきます。

3. 議 事

鈴木事務局長 それでは、これより議事に入りますけれども、本日、委員さん、52名全員にご出

席いただいております。協議会規約に定める定足数を超過でございます。

また、協議会規約において会長が議長となると定められておりますので、以降、議事進行につきましては菅原会長にお願いすることとなります。

なお、委員さん方をお願いでございますが、質疑の際、発言される委員さんにつきましては、町村名と氏名を発していただきまして、それで質疑の方、お願いしたいというふうに思います。

それでは、菅原会長、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 それでは、ただいまから第2回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の会議次第は、お手元に差し上げておるとおりでございますので、この次第に沿いながら進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

3番目、会議録署名委員の指名についてを議題に供します。

会議録署名委員につきましては、議長から指名することにしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしの声がございますので、議長から指名をさせていただきます。

それでは、栗駒町から選出されております千葉 久委員、高清水町から選出されております太斎俊夫委員のお二人を指名いたしますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、次に入ります。4番目の報告に入ります。

報告第12号栗原地域合併協議会幹事会規程の一部改正について、報告第13号栗原地域合併協議会開催スケジュールについて。いずれもこれらは報告事項でございますので、2報告事項一括議題にいたしまして報告をさせてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

報告第12号 栗原地域合併協議会幹事会規程の一部改正について

報告第13号 栗原地域合併協議会開催スケジュールについて

議長 それでは、報告第12号、報告第13号の内容について、事務局の方から報告を願います。

阿部事務局次長 それでは、報告第12号、ご説明させていただきます。

報告第12号

栗原地域合併協議会幹事会規程の一部改正について

栗原地域合併協議会監事会規程の一部を別紙のとおり改正したので報告する。

平成15年8月7日報告

栗原地域合併協議会会長 菅原 郁夫

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

今回ご報告いたします改正内容は規程の第2条についてです。第2条では幹事会の組織等について定めておりまして、その第1項では「幹事会は別表に掲げる職にある者をもって組織する」と規定しております。

別表につきましては、次の2ページ目、上の方、こちらをご覧くださいと思います。

別表第2条関係の1行目にあります「関係町村の助役」の次に「ただし、助役を置かない町村にあっては、収入役をもって充てる」としたものです。これは助役を置かない町村がある場合には、それにか

わり収入役さんにご出席いただくことによりまして、各町村とも幹事会には合併事務担当課長さんを含め2名ずつの同じ人数が出席できるようにしたものです。

なお、この幹事会規程の改正につきましては、7月22日に施行いたしております。

続きまして、報告第13号栗原地域合併協議会開催スケジュールについてご説明させていただきます。

報告第13号

栗原地域合併協議会開催スケジュールについて

栗原地域合併協議会開催スケジュールを、別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年8月7日報告

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

それでは、次のページの協議会開催スケジュールをご覧いただきたいと思います。

先ほど、冒頭、会長の方からお話しありましたように、変更後、差しかえさせていただきました資料の方でご覧いただきたいと思います。

まず、訂正の部分からご説明させていただきます。

第4回協議会、こちら、最初は9月18日(木)ということでお示ししておりましたが、9月19日(金)、時間の方は午後3時半、場所も当初栗駒町さんの会場で計画しておりましたが、志波姫町のエポカ21、ということに変更しております。

また、あわせて第11回の協議会の方です。16年1月15日(木)、こちら開催日時は一緒なんです、場所の方です。当初、築館町さんの方で予定しておりましたが、栗駒町さんのご覧の会場で開催したいということに変更させていただいております。

こちらは、これから開催される協議会の開催の月日、時間、場所などにつきまして、前回の第1回の協議会のときにお約束しておりました年間スケジュールについてとりまとめましたので報告するものです。

今後の協議会におきましては、新市建設計画の策定、それから協定項目の具体的な協議など大変重要な協議案件が山積しておりますことから、事務局といたしましても、より一層スムーズな協議会運営に努めることはもちろんですけれども、なるべく大勢の委員さんにご出席いただくために、あらかじめ年間スケジュールとしてご提示するものです。

法定協議会となりまして、本日を含めて2回の協議会を開催いたしました。今後の協議内容、協議期間などにつきまして、ほかの先進事例などを例に勘案いたしますと、どうしても来年3月までには延べ15回が必要であると想定されます。今後の協議会の開催間隔といたしましては、おおむね3週間に1回の、いずれも木曜日を基本としておりますが、先ほどご説明した一部金曜日というのもございます。また、ご覧のように11月、12月、それから3月、この辺につきましては2週間に一遍とかなりハードなスケジュールとなりましたことにつきまして、ぜひともご了承願いたいと思います。時間につきましては、基本的には本日同様午後2時を基本としておりますけれども、第3回の協議会は都合によりまして午前10時、第4回につきましては、先ほどご説明いたしました、午後3時半ということを設定しておりますので、よろしく願いたいと思います。

なお、これだけハードなスケジュールになりますと、委員さん方それぞれに大変なご不便をおかけすることとなります。まずもって各町村議会の議長さん、議員さん方、並びに各町村長さんの皆様につい

てですが、通常各町村議会の定例会中に協議会を開催せざるを得ないことがあるということでございます。この点につきましては、冒頭申し上げました新市建設計画の策定、合併協議案件の山積等々をご考慮いただきまして、議会開催日程につきましてはぜひともご配慮いただきますようお願いしたいと思います。

また、学識経験委員の皆様につきましても、それぞれお仕事の関係や、あるいはご家族のこと等、皆様それぞれのご事情がおりかと思っておりますが、先ほどの各町村議会の皆様同様、ご配慮賜りますようお願いいたします。

それから、開催会場につきましては、各町村さんのご協力を得まして、ごらんとおり各町村施設での開催を計画しております。会場によりましては委員さんのご自宅から距離が遠くなったり、また一部不案内な会場もあろうかと思っております。あらかじめ会場周辺の地図などをお送りするよう努めてまいりますので、ご迷惑をおかけする場合がありますが、よろしくお願いしたいと思います。

また、協議会開催の季節、特に雪の多い時期、あるいは会場の空調設備、駐車スペース等、可能な限り考慮したつもりですので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それから、日程を変えた第4回の協議会のご説明をちょっとさせていただきたいと思っております。9月18日の予定だったものを1日ずらしまして19日金曜午後3時半ということでご案内しておりますが、実は、合併関係のセミナーを検討しておりまして、兵庫県に篠山市というところがございまして、平成11年に4町で新設合併された人口4万7,000人のところがございますが、こちらの市長さんが、いろいろ国主催のシンポジウム等でご講演されているような方でございます。ちょうど調整がとれまして、9月19日金曜日であれば時間がとれるというお話をいただいておりました。いろいろ議員さん、議会開会中ということで、今回のセミナーを開催するに当たりましては、各町村長さん初め議長さんを含む議員さん、10町村の議員さんすべて、そして学識経験委員の皆さん、関係町村の職員の方々等、延べ300人程度を予定しておりまして、その点もぜひともご考慮いただきまして、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議長 ただいま報告第12号と第13号の内容について説明がありました。この報告内容について何かご質疑等ございますか。もし質疑等がありましたらお願いします。ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、異議がないようでございますので、報告を了承するというにすることにするわけですが、ただいまくどくどしく事務局の方からご報告がありましたこの日程について、3月まででございますので、またどんな突発的な事件・事故が起きるかわかりません。いずれこのような日程をつくらせていただきました。議会開会中の日程もあるようです。その節には、各町村議長さんも出席されておりますので、休会をして、できるだけ協議会の日程に合わせていただいというようなことで、ひとつ会長からもお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、報告第12号と13号、報告どおり了承するというのでよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

それでは、以上のとおり報告事項を了承することにしてまいります。

続いて、今度は第5番目の協議に入ります。

協議の第1号新市建設計画策定基本方針について、協議第2号事務事業の調整方針について、協議第3

号栗原地域合併協議会合併協定項目について、これらは既に皆さん方に本日の協議議題として資料を事前にお渡しをいたしております。ご覧になっておられると存じます。内容は大変重要なものだけでございます。そういうことではございますが、先に協議第1号から協議第3号まで3カ件、一括して提案いたしまして説明をいたさせますが、このことについてよろしゅうございますか。事前に配付していた資料、協議第1号から協議第3号まで一括をいたしまして、これから進めてまいるということで説明をさせますが、よろしゅうございますね。

協議第1号 新市建設計画策定基本方針について

協議第2号 事務事業の調整方針について

協議第3号 栗原地域合併協議会合併協定項目について

議長 それでは、協議第1号新市建設計画策定基本方針について、協議第2号事務事業の調整方針について、協議第3号栗原地域合併協議会合併協定項目について、この3協議案件を一括議題にいたしまして協議に入ります。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

二階堂事務次長 それでは、協議第1号新市建設計画策定基本方針についてをご説明いたします。

新市建設計画策定基本方針について、別紙のとおり提出する。

平成15年8月7日提出

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

ページを開いていただきまして、1ページでございます。

まず、資料説明の前に、本協議会の事業計画におきましては、これまで市町村建設計画という、いわば一般的な法律用語を使って表わしておったわけではございますが、7月9日付をもちまして合併特例法の一部改正が行われました。その中で、市となる要件でございます人口の3万人要件のみというこの条件の適用期間が1年延長されまして平成17年3月末までということになった訳です。そういったことから、栗原地域におきまして、この条件をクリアするということで、市になれるということになったわけではございます。そういったことで、今後、事務なり作業を進めていく上では、新市建設計画ということで表現を用いていきたいと思っておりますので、まずもってご了承をいただきたいというふうに思います。

それでは、1ページの新市建設計画策定基本方針案をご説明いたします。

まず、1番目、新市建設計画の意義と役割を記載してございます。

(1)が建設計画の法的役割を記載してございます。ここは合併特例法の第5条第2項で記載してございます法的な役割ということで謳ってございます。なお、5条の第1項につきましては、「市町村建設計画はおおむね次に掲げる事項について作成をする」という規定がございまして、**が**合併市町村の建設の基本方針、**が**合併市町村または合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、**が**公的施設の統合整備に関する事項、**が**合併市町村の財政計画、このように四つの項目が挙げられておりまして、これらを作成をしなければならないということでございます。

なお、合併特例法に基づきます財政支援を受けるためには、この計画の策定が必須条件であるというようなことで法的役割が示されてございます。

(2) が栗原地域 10 町村における新市建設計画における役割を謳ってございます。

前段 7 行につきましては、これまでの栗原地域の様子を記載してございました。これまでも研究会、推進協議会、合併協議会と進んできたわけですが、これまでも確認されてきたところでございますけれども、栗原地域の問題といたしまして、地方分権への対応、少子・高齢化社会への対応、多様化・高度化する住民ニーズへの対応、自然環境の保全、産業の活性化並びに自然災害に対する防災体制の強化、この辺は最近の地震等も踏まえての字句ということになりますけれども、こういった課題にこたえていく必要があるのではないかというふうに言うことができると思います。

これまで新しいまちづくりを進めようということを進めてきたわけですが、合併後の新市のまちづくりに当たりましては、推進協議会でも確認をされてきました五つの柱がございました。定住社会の構築、広域圏交流の促進、自然環境の保全と循環型社会の構築、住民主体の地域振興、広域行政のための組織再編と効率化の五つを基本の方向といたしまして、真に住民福祉の向上を図ることができる事業を展開していかなければならないというふうに考えるものでございます。

(3) が新市建設計画の意義でございます。

合併に際しまして、栗原 10 町村の住民や議会に対しまして、新市の将来に対するビジョンを示すと。さらには合併の適否の判断材料となるものでございます。いわば新市のマスタープランという役割を持っているというものでございます。

二つ目が計画の内容でございます。

まず、計画の趣旨でございますが、新市を建設していくための基本方針をまず定めると。そして、それに基づく建設計画を策定して、その実現を図っていくことによりまして栗原 10 町村の速やかな一体化を促進し、地域の発展、住民の福祉の向上を図ろうとするというものでございます。

次に、計画の構成でございますが、これも先進事例等がございまして、 が序論、栗原の現状なり合併の必要性等を謳っていきたいというふうに考えます。2 番目が新市の概況、主な指標等の見通しを謳っていくというものです。三つ目が建設の基本方針、四つ目が建設計画、事業等になるわけです。その事業の中には県の事業等も含むというものです。五つ目が公的施設の適正配置と整備ということでもとめていきたいと。六つ目が財政計画と。以上、六つの項目の内容で建設計画をつくっていきたいというものです。

3 番目が計画の期間でございます。

平成 17 年度から 26 年度までの 10 カ年の計画ということで位置づけをしていきたいと思っております。前 5 年を前期計画、後ろ 5 年を後期計画という形で区切った資料にしていきたいということでございます。

なお、主要事業の概要なりその概算事業費、これらにつきましては前期、後期とも明示することとしたいと思っておりますが、具体的な施策の実施状況なり新市の財政状況を踏まえまして、適正な時期に見直しを行うということになるかと思っております。

3 ページに入りまして、計画策定の指針でございます。

一つ目が住民意向の反映。この建設計画の策定に当たりましては、まちづくり住民意向調査、まちづくり検討委員会等を行いまして、それらの提言等で可能な限り住民の意向を取り入れながら策定をしていきたいという考え方で。

また、行政区域が広がるわけでございますけれども、いわゆる周辺部などとして懸念を持たれている地域、これらの地域の振興整備等の方策も明確にするように取り組んでいきたいというものでございます。

(2)が10町村の総合計画との整合でございます。

さきにつくりました栗原地域合併将来構想、これは各町村の総合計画なり広域圏計画、こういったものの理念を吸収しながら作成をしてきたわけでございますが、その合併将来構想をもとに基本方針の作成をしていきたいというものです。具体的な施策につきましては、10町村の実施計画等をもとに整合性を図っていきながら、合併することによって必要となる施設なり圏域が一体に取り組むべき施策について取捨選択をしていきたいというものでございます。

(3)が事業の選択でございます。

これは限られた財源の中で事業を選択していくわけですが、その財源の重点的・効率的配分を基本にいたしまして、有効性・効率性、また緊急度・優先度、こういったものを十分検証しながら新市のまちづくりに資する事業を選択をしていきたいという考え方でございます。

(4)がソフト面の重視ということですが、ハード面だけではなくソフト面にも重点を置いた計画にしていきたいというものです。

(5)が組織及び運営の合理化ということですが、行政組織の効率化及び人員配置の再編、こういったことで新市における合理的な組織の構築と運営の強化を図ってきたいというものです。

(6)が財政計画ですが、財政計画につきましては、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくために施策の優先順位なり今後の財政見通しを明らかにしていきながら、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど適切な財政運営のための策定ということになるかと思えます。今回策定する財政計画につきましては、普通会計ベースの策定ということになります。

(7)が計画の名称でございますが、全国的に新市建設計画という名称を使うようになるわけですが、その中でも住民に親しみやすい名称、そういったものを定めて策定をしていきたいという考え方でございます。

4ページが策定に当たりましての留意事項ということで、詳細について記載をしてございます。

まずもって、1の基本的な考え方でございますが、先ほど1から6の内容をご説明いたしましたけれども、構成の から につきましては、さきにつくりました栗原地域の将来合併構想、これを基本にいたしまして、まちづくり住民意向調査の結果や、まちづくり検討委員会、住民ワークショップなどによる住民の意見を加えながら から をつくってきたいというものです。

二つ目が建設計画部分ですが、構成の から になるわけでございます。これにつきましては、栗原地域合併将来構想に各町村で計画する事業なり、広域的な視点から導入すべき事業等に肉づけをしながらつくっていくという考え方でございます。

3番目にございますが、その建設計画に計上する事業の選択について若干記載してございますけれども、10年間に予定する主要事業の見込み調査を行いながらこの事業選択をしていくと。その基本的な考え方でございますが、アからオまででございます。アが地域の活性化・産業の振興に資することのできる事業、イが新市の一体感を高める事業、ウが住民要望の高い事業、エが地域全体のレベルアップにつながる事業、オが情報化施策等、現代社会の要求に基づく事業、こういった事業を選択をしながら計画に

盛り込んでいきたいという考え方です。

3番目が財政計画でございます。

推進協議会の際も財政シミュレーション等を行ってきた訳ですけれども、ここにございます歳入歳出それぞれ費目ごとに前提条件を定めまして財政計画を策定をしていきたいというものでございます。費目ごとの説明は省略をさせていただきます。

7ページが計画を策定する手順ということでフロー図を示してございますが、黒い矢印の部分が主流といたしますか、1、5、6、9というふうに進んでいくわけですけれども、それらに、それぞれ上下にございます白い矢印部分を取り入れながら、この黒い部分の矢印を進めていくということで見たいと思います。

資料8ページからは、先ほど申し上げましたが、住民の考えを取り入れて計画を策定をしていくための方法ということで資料を添付してございます。

初めに、栗原地域まちづくり検討委員会の規程についてご説明をしたいと思います。

第1条につきましましては、本会の規約の第12条に「協議会は特定事項を調査するため附属機関を置くことができる」という規定がございます。この規定に基づきまして、栗原地域まちづくり検討委員会を設置をするというものでございます。これから新市建設計画を策定していくに当たりまして、住民の声を反映させていくための設置というものでございます。

第2条が、委員会は協議会の求めに応じて、新市建設計画等の策定について必要な調査、検討を行って提言をするということでの役割を持つというものでございます。

第3条が委員の組織でございます。この委員の内訳につきましては、次のページにございますけれども、全員で20名という委員にしたいという考え方です。

9ページをごらんいただきたいと思います。10名は各町村から推薦をいただく委員さんにしたいと。残りの10名につきましては、各団体から推薦をいただく方々で構成をしたいという考え方です。各団体は、栗原青年会議所から2名、栗原郡PTA連合会から4名、栗原郡連合青年団から2名、JA栗っこ青年部と女性部からそれぞれ1名ずつ、計2名ということで推薦をいただきたいという考えでございます。

なお、この委員さん方の委嘱でございます。第4条に戻りますけれども、任期は委嘱された日から提言がなされた日までという規定でございます。

なお、施行日が平成15年8月7日からということになってございますが、新市建設計画の策定基本方針を本日ご確認いただければ、本日をもって施行して、早速各団体に対しまして委員の推薦依頼をしていきたいというもので8月7日施行という考え方でございます。

次に、資料の10ページ、まちづくり住民意向調査実施要綱についてご説明いたします。

これも住民の声を反映させた計画策定づくりという一環の中での実施でございます。

実施期日が平成15年9月1日から9月12日までという中でやっていきたいと思っております。

調査方法は、前回のアンケート調査等と同じように、区長さん方に配布、回収をお願いすると。ただ、違うのは、集計及び分析につきましては業者委託ということで考えております。

次、調査対象者でございますが、栗原郡10町村の満20歳以上の住民約10%の方々にお願いをしたいというものでございます。この10%につきましては、次のページでご説明をしたいと思います。

まず、10%という考え方ですが、一般的に世論調査などでは、住民の考え方の動向を知ることでは5%の回答があればいいというふうに言われてございます。そういった中で、今回、8月1日現在の住民基本台帳をもとにしてお願いをすることになるわけですが、住所だけを言って実際に住んでいない方がいた場合、さらには100%全員が回答してもらえるかどうかと。もらえない場合もあると。そういったことで、5%を抽出しても必要な回答数に達しないと。そういったことから安全枠ということで10%という抽出対象数をはじき出したものでございます。

それで、その動向を見る場合ですが、単純に10%が、例えばある町の20代が10%が10人しかいないと、極端な話ですけれども、そういった場合は、なかなかその動向ということには入れないそうでございます。最低50人の回答が必要というふうに言われてございます。そういったことで、11ページの表にもございますけれども、町村ごとに年代ごとにそれぞれ対象者数を計算するわけですが、そのもととなるのは均等割、さらには人口割、こういった方法を使いまして、最低必要である50人を確保できるような方法で対象者を抽出していきたいという考え方でございます。

12ページが今後のスケジュールでございますが、これらの作業をしながら、10月9日にはこの住民意向調査の結果を協議会の方に報告をしていきたいというふうに考えてございます。

以下、13ページ以降はアンケートの様式でございます。

14ページが基本的な部分で、性別、年代、町村、そういった質問となっております。15ページが、現在住む町村のいろいろな項目に対する満足度、重要度、こういったものを聞く設問でございます。16ページの間9以降が合併後のまちづくりについてのアンケートになってございます。間9が、大まかな部分。17ページ以降が分野ごとにそれぞれ質問をしているという内容になってございます。

最後に、22ページですが、これも住民の声を反映させるための手法ということで、住民ワークショップ、こういったものを運営をしていきたいというもので、現在、既にメンバーの募集に入っております。ワークショップにつきましては3回ほど予定しておりまして、8月31日、9月7日、9月14日と3回開催をして住民の方々的心声をまとめていきたいという考え方でございます。

裏面にございますが、応募資格は栗原郡内に居住する20歳以上の方並びに郡内に勤務する20歳以上の方という資格でございます。募集人員は50名程度を想定してございます。募集期間が8月1日から8月20日までということです。具体的にこのワークショップにつきましては、下にございます五つのグループに分かれて、それぞれ分野ごとに将来の栗原のまちづくりにつきまして話し合いをしていただくと。最終的にはそれを提言書としてまとめて提出をするといったものでございます。

以上、このような住民の声を聞くための方法等を講じながら新市建設計画を策定していきたいというものでございます。以上です。

議長 ただいま協議第1号の新市建設計画策定基本方針についての説明を一括に行いました。大分時間も長い説明でございましたので、ここで5分間だけ休憩をします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

議長 それでは、休憩中の会議を再開いたします。

続いて、協議第2号事務事業の調整方針について、協議第3号栗原地域合併協議会合併協定項目について、二つの説明を事務局の方からいたさせます。説明願います。

千葉事務局次長 協議第2号事務事業の調整方針についてをご説明させていただきます。

協議第2号

事務事業の調整方針について

事務事業の調整方針について、別紙のとおり提出する。

平成15年8月7日提出

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

資料の方、ページをめくっていただきます。

1ページ目でございますけれども、事務事業の調整方針（案）ということで、基本的な考え方でございます。

一体性の確保の原則、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全財政運営の原則、行政改革推進の原則、適正規模準拠の原則ということで、基本的に六つの原則に従いまして調整をしていくというものでございます。

それから、2番目、具体的な協議・調整でございます。

1番といたしまして、合併協定項目に関する協議・調整。特に住民生活に深くかかわりのある項目を設定し、住民生活に及ぼす影響などを含め、各項目について協議、検討するものとする。また、これまでの関係町村のまちづくりの歩みを尊重しつつ、新市での速やかな融合一体化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくことを基本とするというものでございます。

具体的には、1番といたしまして、関係町村のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併後も現行どおり存続させるもの、合併前に一元化すべきものと合併後一元化を図るもの、そして廃止の方向で考えられるものなどを明確に区分していくということでございます。

それから、2番といたしまして、住民生活に影響のある項目として、できるだけ具体的な資料などを提示していくというものでございます。3番といたしまして、関係町村の住民が等しく高い水準の行政サービスを享受できるようにすると。4番、各項目の基本的方針を協議することとし、詳細については行政レベルで調整を図っていくというものでございます。

それから、2番目、事務事業全般に関する協議・調整。

協議の視点といたしまして、地方分権時代であることを踏まえ、今後行政はどうあるべきかの視点、それから関係町村の住民の理解が得られるかの視点、そして合併後の住民生活がより具体的、将来的な向上を目指していけるかの視点ということで三つの原則をもって調整していくということでございます。

それから、調整の方針といたしまして、合併により住民生活が向上することを原則とする。それから、具体的な手数料、使用料等住民が負担する事項については負担増にならないよう努めるものとし、負担増を伴うものについては具体的な理由などを明示していくということでございます。それから、手当て、事業等住民が受けるサービスについては、一元化を図るとともに、向上するよう努めるというものでございます。

それから、2ページ目でございます。

事務事業のすり合わせの基本的区分といたしまして、町村が実施している事務事業でございます。基

本的には三つに区分していくということで、現行どおりとするもの、それから一元化を図るもの、それから廃止の方向で考えていくものということでございます。さらに、一元化につきましては、統合していくのか、それから再編するののかということで、さらにそれぞれ統合、再編とも合併時までに統合、再編するのか、それから合併後にするのかという区分をもって調整していくということでございます。廃止につきましても、合併時までに廃止するのか、それとも合併後に廃止の方向で考えていくのかといった区分で調整していくというものでございます。

それから、事務事業の協議フローでございます。

基本的に1回目の協議会ということで、こちらの方をご提案という形になります。次回に、その提案につきましては正式協議ということにさせていただきたいと思っております。その間、次回の協議会までは、各委員さんでご検討いただきまして、次回の協議会で正式協議と。あわせまして、次回の協議会では、その次の協議会で正式協議いただく新たな提案事項を提案させていただくという流れでございます。そして、正式協議の際に確認がとれたものにつきましては、そのまま決定ということになります。ただ、中には協議が1回では終わらないといったことで継続協議になる項目も想定されます。その場合は3回目以降の継続協議という流れでございます。以下、その順番で随時繰り返しの協議になるかと思っております。

太枠で書かれている概要なんですけれども、今のフロー図を文章化したものでございます。ただし、書いてございますけれども、協議会の進み方の中で、提案した日に、その日にご確認いただき決定するという場合も想定されると思っておりますので一応含めてございます。

続きまして、

協議第3号

栗原地域合併協議会合併協定項目について。

栗原地域合併協議会合併協定項目について、次のとおり提出する。

平成15年8月7日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

合併協定項目といたしまして、栗原地域合併協議会の合併協定項目は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて追加・修正できるものとするというご提案でございます。

資料の方をめぐっていただきたいと思います。

別紙等ございまして、これは先進地を参考にした栗原地域の合併協定項目（案）ということでございます。

まず、基本的協議事項といたしまして、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、財産の取り扱いということで5項目ほど載せてございます。

続きまして、合併特例法に基づく協議事項といたしまして、議会の議員の定数及び任期の取り扱い、農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い、地方税の取り扱い、地域審議会の取り扱い、一般職の職員の身分の取り扱いということで、ここも5項目載せてございます。

それから、その他必要な協議事項といたしまして、特別職の職員の身分の取り扱い、条例、規則等の取り扱い、事務組織及び機構の取り扱い、一部事務組合等の取り扱い、使用料、手数料の取り扱い、公共的団体等の取り扱い、補助金、交付金等の取り扱い、町名、字名の取り扱い、慣行の取り扱い、国民

健康保険事業の取り扱い、介護保険事業の取り扱い、消防団の取り扱い、病院・診療所事業の取り扱い、行政区の取り扱い、地域交通事業の取り扱い、町村立学校（園）の通学区域の取り扱い、第3セクターの取り扱い、ここまで17項目でございます。そのほか各種事務事業の取り扱いといたしまして20項目、そして新市建設計画の策定ということで、全部で48項目の案になってございます。

それから、2ページ目以降なんですが、6ページまで、この協議内容につきましては、今申し上げました協定項目（案）に対しまして手引きとか先進地事例等からの抜粋でございまして、一般的な留意点ということでそれぞれ載せてございます。朗読の方は割愛させていただきたいと思っております。

協定項目が決まり次第、この後、1項目ずつ協議会の方に提案させていただきまして、それぞれご協議いただくという形になろうかと思います。1回当たりの提案数につきましては、今のところ五つから六つ程度の提案数で検討してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長 協議事項、前もって配付をいたしておりました資料等について、協議1号から協議3号までの説明が終わりました。

これからこの内容について質疑等を承るわけでございます。質疑をなさる方は、町村名、氏名をおっしゃっていただきまして、ページ数を示していただいて質疑をしていただきたいと思っております。

それでは質疑に入ります。質疑のある方、よろしくお願ひします。千葉委員。

千葉伍郎委員 栗駒町の千葉です。協議1号の基本方針の関係で、資料の8ページ、栗原地域まちづくり検討委員会規程（案）の関係で、第3条の関係でお尋ねをいたします。

今提案がありましたように、町村からそれぞれ出されてまいります10名のほかに2番から5番まで団体があるわけですが、この中にいわゆる労働団体が入っていないんですが、協議の過程の中でどのように議論をされてきたのか。もし差し支えなければ（2）から（5）までのそれぞれの団体の組織人数などもお聞かせをいただきまして、この割り振り定数がどういう流れの中でこのように決まったのかお聞かせをいただきたい。

二階堂事務局次長 お答えいたします。

まずもって労働団体等の取り扱いにつきましては、協議の中ではそこは想定はいたしませんでした。その前に、このまちづくり委員会は20名ということで20名で会議をするわけですが、人数が多くなればなるほど、この会議の運営等もスムーズにいかなくなってしまうというようなことで、20名程度が適当ではないかというようなことからスタートしたわけです。それで、まちづくり検討委員会、将来のことでございますので、できるだけ若い世代の方々に入っていただきたいといったことから、こういった四つの団体を選んだところでございます。なお、栗原郡PTA連合会につきましては、小学校、中学校と団体があるわけですが、小さいお子さんを持つ小学校世代、あとは中学校世代というふうに分けて考えた場合、4名という想定になったものでございます。なお、この団体の組織数、それにつきましては、申しわけございません、把握してございません。

議長 千葉さん。

千葉伍郎委員 対象にならなかったと、話題にならなかったこと自体が私は時代錯誤ではないのかなと思っております。今、栗原郡内の若い人たちを含めて働いている人たちが七、八割、いわゆる給与所得者がいるわけですね。その人たちの声を反映をしないという数字にはならないと思うんですね。先ほど来言っているようにPTAから4人を出すと、そういう配慮をする一方で話題にもしなかったという

ことについては私は了解はしかねます。少なくとも労働団体から、定数もあるでしょうけれども、調整をしていただいて1ないし2名を出していただきたいなどこのように思っています。

議長 この委員の取り扱いでございますが、いずれは青年会議所なりPTAなり連合青年団なりJA栗っこなりの方々、これみんな労働者ですね。ですから、別段労働団体ということについても、どうなんでしょうかね。その他、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

千葉伍郎委員 出すべきでないのかという問題、あるいは議題にもしなかったということ自体が問題ではないですかとこういう聞き方をしているんです。いいですか。少なくとも20人という総枠をふやせとか減らせとか私は言っているんじゃないです。組織人数も掌握をしていなくて、一般的に団体、この地域で通称なっている団体を指して言われているわけです。例えば、JA栗っこにしたって青年部というのは一体何歳までなんだと、あるいは婦人部というのは何歳までなんだと、こういうことになるんですね。先ほど来言ったように、若い人たちの意見をというただし書きがありますが、働く人たちの声を反映をさせない組織なんていうのは今考えられません。少なくとも総体20名の数については私は了としましても、全体を調整していただけないものかと。このことについて議論をしなかったわけですから、私は持ち帰って人数調整などをして反映をしていただきたいと、そう申し入れておきます。

議長 ただいま千葉委員からいろいろと意見が出ました。このことについて、今ここで労働団体からどうのこうのという訳にもまいりませんので、この委員会構成については町村長に協議をさせていただくということでご一任できませんでしょうか。そして、あとこの規則、もし改正するようなことがあれば、次回に皆様方にご報告をするということでご了承賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、そのとおりよろしくお願いします。

それでは、武田委員。

武田正道委員 高清水町の武田です。

まちづくり委員会についてなんですけれども、その存在意義といいますが、住民意向を取り込むためにまちづくり委員会をつくれるということのようなんですけれども、例えばこの協議会、この協議会にもある意味では住民の代表の方々皆さん出席されるわけなんですけれども、ここの委員会で決めることと、それからまちづくり委員会で話し合われることをどのようにすみ分けされるようにお考えなのか。

それから、ここのフローチャートを見ますと、まちづくり委員会の提言を受けて協議会で協議するようなことのように図ができておりますけれども、まちづくり委員会で検討すべき議題そのものの決定はどこでなされて、どなたがここのまちづくり委員会にこのようなことを提言してくださいということをお願いするような仕組みになっているのでしょうか。そのことをちょっとお伺いしたいんです。

議長 事務局。

二階堂事務局次長 建設計画、先ほどもご説明いたしました、6項目にわたってその内容を構成してございます。その中で、1から5までの項目につきましては、今後の進め方といたしまして、事務局案、さらには分科会、各町村の係長、補佐クラスで組織しております分科会で検討して随時、部会、幹事会、町村長会、協議会というふうに協議をいただくという流れになるわけなんですけれども、このまち

づくり委員会につきましては、現在その分科会である程度まとめた建設計画の案につきまして協議をしていただきまして提言をまとめてもらおうと。その部会、幹事会、町村長会、協議会で協議をするときは、まちづくり委員会ではこういった意見も出ましたというのをあわせてご提示をいたしまして、そして最終的に協議会でその建設計画を決定をしていただくという流れを考えてございます。

議長 武田さん、いかがですか。

武田正道委員 多分、このまちづくり委員会、その建設計画が一番大きな、重要な、何ですか、議題になっていくと思うんですけども、その話し合いが、今まで参加させていただいた協議会の流れからいいますと、時間的な制約もあり、大体原案が出てきたときに大幅な変更ができないというような今までの現状からしますと、むしろこの委員会よりもまちづくり委員会での決定の方が重要な決定になってしまうのではないかと。その場合に、さっき千葉委員さんおっしゃいましたけれども、本当の民意を酌み作られるべきだと、そうなるとその人数構成とかそういったものは非常に、むしろここより大事なものになってくる、位置づけになってくるのではないかと考えられるのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

議長 そのことは会長から申し上げますが、まちづくり検討委員会というのは全く決定権はない訳でして、やはりあくまでもいろんな計画の決定権はこの協議会にあるわけです。ですから、その協議会に資料として、原案として出す前のいろんなご意見を伺うと、そしてまた提言をしていただくというふうないわゆる組織でございまして、決定権はあくまでこの協議会によって決定をするということですから、このまちづくり委員会の検討委員会は、いろんな原案をつくった、事務局でつくったそれにいろいろのご意見なり、提言なり、そういうもので、よりよい意見を入れた計画をつくる際の基礎にするというふうなことになるのではないかと思います。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。鶯沢の伊藤さん。

伊藤竹志委員 鶯沢町の伊藤竹志です。

私もまちづくり委員会の件についてちょっと述べたいと思います。

一つは、合併推進協議会から続いて、今合併協議会に来ているかと思うんですが、合併推進協議会の中でのアンケート調査等で8割の方が必要だという結果が出たんですが、その中で、そのアンケートの内容というか、住民の意向とこのまちづくり委員会の発想が随分ちぐはぐな印象が一つあるというのが1点ですね。

もう一つは、住民の意見をとにかく聞けば進められるんだというのが見えるという、そういう印象が非常に強いというのがちょっと懸念される材料なんです。それで、アンケートの中では、まちづくりに参加したいという人は余りいなかったような気がするんですね。むしろ、非常に分厚い一冊の本にされてみたいですけども、あの中では合併したらどうなるのか、生活はどうなるのか、住民サービスはどうなるのかというのがほとんどだったですね。まちづくりに私も参加したいわという人がいない中で、なぜここでまちづくりが急に出てくるのか。この協議会でまず協議することは、そういったやっぱり多くの住民の、せっかく8割ぐらいの人が必要だと答える人を、まさにそれが合併推進だという方に持っていくようなやっぱり施策は何かと。あと、まちづくり委員会というのは、私は合併後でもいいんじゃないかという気もあるんです。まずは住民の不安を取り除くような、そういう施策が必要ではないかというのが一つです。

あともう一つ、合併するまでに時間が余りないんです。平成17年3月14日とかと書いてある、合

併スケジュールの中では、それなのに、なぜまた新たに組織をつくるのかなど。ここの場で基本構想の議論もしたわけですから、その中で住民のアンケートもとったわけですから、そこで不十分なところを肉づけしながら、必要ともあればまちづくり委員会も必要ですけれども、合併に向けての新市構想はまた新たな組織をつくって議論をする必要もないのではないかと。むしろ多くの住民の意見を、不安を解消する方向で議論できないだろうかというのが率直な意見です。以上です。

議長 伊藤さんの方から、時間もないので、推進協議会で十二分に検討した場合は、こういう検討委員会も必要ないのではないかとといったようなご意見なども出ました。これらについて何かほかにご意見等ございませんでしょうか。

武田さんから、どちらかといいますと、屋上屋を考える委員会ではないかといったようなお話もありましたし、伊藤さんからそういう意見が出たわけですが、まちづくり検討委員会というのは、どちらかといいますと栗原郡だけではございません。栗原郡だけでなしに、やはり登米郡なりそのほかの推進協議会でもこのような組織をつくって検討しておるといふようなこともございましたので、事務局の方でも先例といいますか、そういうふうなことで取り上げてきたものであろうというふうに思います。それから、組織等の内容についても、やはりこれは他の委員会の組織等の内容を参考にいたしまして、この組織の委員会の決め方というものも持ってきたものでございます。そういうことからいたしまして、まちづくり検討委員会の設置というふうなことを考えたわけでございます。

はい、どうぞ、三浦委員。

三浦徹也委員 若柳町の三浦と申します。

今のまちづくり検討委員会についてですが、この設定されたアンケート等の項目を見ますと、今お話しいただきました前に住民意向調査した項目と大方においては変わらないような気もしております。もし調査するにしても、一部にだけその他の項目があって、ほかにはその他の項目がないとこういうようになっております。私は、もしまちづくり検討委員会を設置するのであれば、むしろ先ほど提出されました合併の、何ですか、手順といいますか、順序といいますか、協定項目としてずうっと何十番まだ羅列してあるわけなんです、これらの具体的な面について、むしろ住民の方々の意見を聞く方式をとった方がいいのではないかとこんなふうに思います。

例えば、具体的に合併の期日はいつごろというのは決まっているわけですが、新しい名称だとか、あるいは特別職その他の職員の身分の取り扱いなどということについても、かなり新聞報道でいろんな町村から意見が出されていたり、あるいはきょうの新聞にもちょっと村田、大河原の方面で住民の組織がつくられるというような報道があるようでございますが、いわゆるこの6項目、前に聞いたような項目じゃなくて、ここの場できちんと審議の参考になるような、これからの問題について調査をまちづくり検討委員の意見を聞くと、こういう形にしたらいかがなものだろうかというふう感じた次第ですが、いかがなものでしょうか。

議長 ただいま三浦委員から具体的な案といいますか、考えを添えて今質疑がございました。いずれ後でまた出てくるわけですが、まちづくり検討委員会のほかに、今度はいろんな議員の定数なり新しい市の名称なり、そのほかのいろんな問題について小委員会を構成して、また審議をするといったような事項が後でまた出てまいります。確かにそういう重要な問題については、これはそれぞれの専門的な委員会を設けて協議をしていくというふうな方策を講じていきたいというふうに思っております。

まちづくり検討委員会は、あくまでもいわゆるこれからの新市の建設計画、そういうものをつくる際の参考として意見を述べていただく、そしてまた提言をしていただくというふうなものでございまして、先ほど来申し上げますように特別といいますが、重要な事項のいわゆる提言をしていただくというふうなことでなしに、重要なものについては、あくまでも小委員会を組織をして重要な事項については検討していくというふうな方向で進めていきたいなというふうに今協議会としては考えておる次第でございます。

はい、津藤委員。

津藤國男委員 瀬峰町の津藤といいます。

建設計画の策定基本方針の中で1点お尋ねをしたいと思います。

まず、推進協議会で各10カ町村が計画をされて提出されたということで、この法定協議会に提出するというのを推進協議会の中では示されなかったんですが、この法定協議会の中で示すということなんですが、それがいつごろ示されるのか。

それから、その中で、4ページの(3)に、新市建設計画策定基本方針における留意事項の(3)番に「建設計画に計上する事業の選択に当たっては」とこういうふうにあります。この建設計画に計上する事業は、その後、栗原地域10カ町村及び一部事務組合が合併後となります。10年間に予定する主要事業の見込み調査を行って財政計画と整合性を立てて下の(ア)から(オ)までを優先して決めるとあります。ということは、この法定協議会で建設計画が出てこないということなんですか。各10カ町村で示された、何千億円だか金額はわかりませんが、ある町村には示されたようなんですが、この法定協議会で示すというふうな話をされましたけれども、これは(3)番を見ると、建設計画に計上する事業は合併後に検討してやりますと、そういう解釈でよろしいんですか。

議長 事務局から答弁させます。

二階堂事務局次長 前段の推進協議会で示さなかったが法定協議会で示すというのは、前に行いました5,000万円以上の主要事業調査の部分ということでよろしいわけですか。

(津藤委員より「そのとおり」の発言)

それで、推進協議会の際は5,000万円以上という金額の基準をつくって、すべての事業を拾ったわけです。いろいろ見たときに、合併に関するもの、または各町村で通常に行う事業等がすべて5,000万円以上ということで入ってきました。そういったことで、かなりの金額の計画になったわけですが、今回新市建設計画を作成をするに当たりますとは、建設計画には合併関連事業を入れていきたいと。当然、新市になりましてから過疎計画等もつくっていくこととなりますけれども、通常的な事業につきましては、そちらの方の過疎計画にも入っていくのではないかというような考え方を持っています。

それで、(3)でございしますが、いつ示すのかということにつきましては、これは合併後10年間の間で行う事業をこの建設計画に入れるというものです。ですから、10年間で行わなければならない事業を建設計画に入れまして、11年目以降につきましては当然計画としては残っていくでしょうけれども、新市の中で検討していく事業ということになるかと思えます。

議長 はい、どうぞ。

津藤國男委員 その5,000万円以上の建設計画についてはいいんですね。まずどれを採用するか、ふるいにかけて、どれを残すかというのは、それはその段階でやっていただければいいんですが、1

0年間に予定する主要事業を行う計画はこの法定協議会の中で議論する場はないんですかということを知っているんです。

二階堂事務局次長 申しわけございません。当然10年間の事業名と概算事業費につきましては、この場に提案をいたしまして協議をいただくということになります。

津藤國男委員 そうすると、ちょっとこのところの字句を見ますと、内容そのものは合併後に行うと。これは法定協議会の中でそれを出して、それを示すということですか。

議長 はい、そのとおりです。(津藤委員より「ああ、そうですか。それなら了解です」の声あり)
千葉委員。

千葉伍郎委員 栗駒の千葉です。

先ほどまちづくり検討委員会の話が二、三の方々からありました。事務局が提案する際に会議は3回程度とこういうお話がたしかあったと思うんですが、このメンバーの方々が、この3回でみずから政策を提言をして、3回の中で一定の方向づけをするということは非常に技術を要する任務だなというふうには私は感じました。ある意味では隠れ蓑になるのではないかという気がしてなりません。事務局がたたき台を出して、そこから議論をするということになると、先ほど皆さんが心配しておるように屋上屋の議論になるのではないかと。それよりも、前回住民アンケート調査をとりました何千人かのいろんな意見がありますが、それを分類をした上で、その中を議論してもらおうかというような、住民の全員参加の中で行われた意見を、あれだけ分厚い資料をせっかくだくつくっていただいたんですから、そういうものをたたき台にして議論をして、結果として栗原地域のまちづくりの方向性を示唆していただくというような中身ならいいんですが、全くそれらとは関係なく、皆さんいかがですかということから始まるのではなくて、事務局があらかじめメニューを準備をしておいて、3回の中で仕上げていくということは、確かにまちづくり委員会というような、すばらしいように見受けられるんですが、中身からいくと私は先ほど来言われているように屋上屋の域を出ないのではないのかと、このような心配をしている一人であります。ここで問題提起をしている考え方について、もう一度掘り下げてご説明してください。

議長 はい、どうぞ。

二階堂事務局次長 ただいまお話しありました、まちづくり委員会3回というのは、これは、済みません、私の説明が悪かったのかもしれませんが、ワークショップが3回でございます。まちづくり検討委員会につきましては、まだ回数はご提示をしておりますが、今事務局で考えていますのは11回ほど考えております。大体月に1回程度開催をしながら、建設計画の最終見込みが平成16年の2月頃というふうに考えていますので、1回ないし2回程度の開催を考えてございます。

それで、この建設計画の策定の基本的な考え方で申し上げましたが、将来構想、これにつきましては住民委員さんの入った推進協議会でまとめてきたものでございます。この将来構想をもとにして建設計画の1から3について、さらにもう一回確認をいただく。足りない部分は補足すると、そういったことで進めていきたいと思っておりますし、事務局で提案するその案につきましても、意向調査なりワークショップの考え方、こういったものを取り入れながらまちづくり委員会に提案をしていって、そしてそこでさらにご提言をいただくというような形でこの建設計画の策定を進めていきたいというふうに考えています。

議長 今の事務局の回答でいかがですか。そのほか、それではございませんか。はい、どうぞ、佐々

木さん。

佐々木昭雄委員 瀬峰の佐々木です。

協定項目の中でちょっとお尋ねしたいと思うんですが、新しい庁舎と申しますか、本庁舎はこの協定項目の中で決めるんだということになっているんですけれども、各町村の役場、これをどういう位置づけにするかということ、当然支所という形になるのかなというふうに思うんですが、これは協定項目の中に入れなくていいものなのか。29番に新市の建設計画があって公共的施設の適正配備というのがありますけれども、各町村では今の役場がどうなるのかという話がよく出ているんですね。ほかの町村を見ると、新しい合併市を見ると支所という形の取り扱いをしているようなんですけれども、あくまでも協定項目ということになればここに載せる必要があるのではないのかなと思うんですが、それが不必要というのであれば、どこかそういうものを区分するところがあるのか、お知らせをいただきたいと思います。

千葉事務局次長 今のご質問でございますけれども、協定項目の13番に事務組織及び機構の取り扱いという項目がございます。最終的にはこの考え方の中に入ってくるものだと思います。

それから、関連して、4番に新市の事務所の位置とございますけれども、この辺でも若干その協議がなされるんだと思っております。以上でございます。

議長 よろしゅうございますか。

はい、どうぞ、武田委員。

武田正道委員 高清水の武田です。

何か話をぶり返すようで申しわけないんですけれども、議長さんにはできるだけ一つの議題、けりがついて次の話題に行ってもらいとありがたいんですけれども、あっち飛んだりこっち飛んだりしているような印象は受けます。

先ほどから言っておりますまちづくり委員会、千葉委員が懸念されているように、私も隠れ蓑になる可能性もあるのではないかと懸念はしております。まして、今伺いましたところ月に1回程度の頻度で開催されると。ということは、この協議会よりも少ないぐらいの回数ですから、そこから出てきた結果を例えばこの検討委員会でももう少しこの辺を考えてくれと再提言した場合には、その返事が返ってくるのが翌月1回。普通に考えれば、そういうふうな小委員会をつくるのであれば、むしろこういう協議会よりも頻度も時間もたっぷりとした会議をしなければ意味がないのではないかと考えられますけれども、規程を見ますと、小委員会の設置は会長さんの一存でできるものですから我々は拒むことはできないんですけれども、できればこの再検討をお願いしたいと思うんですけれども。

議長 暫時休憩をさせていただきます。

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

議長 それでは、休憩中の会議を再開いたします。

事務局から、さきほど武田さん等から質問がございました内容について回答させます。

鈴木事務局長 それでは、私の方からお答えいたしたいと思っております。

基本的には、建設計画等々については広く多くの住民の声を反映させるべきだというのが基本にある訳でございます。確かに限られた時間の中で11回、少ないのではないかと等々ご意見あるわけですが、とにかく多く、広く皆様方の意見を反映させ、それをもって協議会の委員さん方に協議していただくという、そういうスタンスで考えたわけでございます。とにかく、先進事例もあるわけですが、例えば行政主導で作成するものはいかがかといった、そういったご批判にも十二分に答える、そういった意見も出ている事例もございます。そういったことから、当協議会でもまちづくり検討委員会ということで、広く住民の声を吸い上げるということで提案している訳でございます。

議長 今申し上げましたように、できるだけ住民の方々のご意見を吸い上げるというふうなこと、意見を建設計画に取り入れるというふうなことからして、このような委員会を設けるということでございます。この検討委員会の設置について、このことについてもしご意見ある方がありましたらひとつお願いします。白鳥さん。

白鳥英敏委員 築館町の白鳥です。今のまちづくり委員会の件でいろいろ意見が出されていますが、私としては、どちらかといえばいろんな民の声が聞けるのかなと思うので、まず総体的には賛成かと思いますが、その手法等については、先ほど来回数等々話がありますが回数はこちらはこだわることなく、その委員会が自主的に活動するのであれば、積極的に活動するのであれば意味があるものと思います。

そこでちょっと確認なんです、関係団体とこちらの方の了承はとれているのかどうかということ、それと私は青年会議所にも所属しております、青年会議所の場合にはまちづくり委員会等といろいろな委員会に分けて、その委員会が多分、ここで決定すればそちらの方から来るのかなと思うんですが、任期の関係で、任期途中で次の者にかわるというような場合もありますので、その場合には同じ者が必ず来なくてはいけないのか、そういったものをちょっと教えていただければと思います。

議長 事務局、答弁してください。

二階堂事務局次長 関係団体の了解を得ているのかというご質問でございますが、規程といたしましてはきょうから施行ということで、これから正式にお願いをするわけですが、事前に各団体にはこのようなことをお願いをするかもしれないというお話は通してございます。

あと、任期の関係で途中で交代するといった場合どうなるのかということでございますが、これはあくまでも各団体の推薦でございますので、前に推薦した方がそういったことでおやめになるという場合は、そういった理由でもって後任者の方の推薦をお願いするというような方法がとられるのかなというふうに考えます。

議長 いいですか、白鳥さん。

それでは、長谷川さん。

長谷川厚子委員 築館の長谷川と申します。

先ほどのまちづくり検討委員会の委員なんですけれども、千葉さんの方からも人数的にはちょっと、もう少し労働者を入れた方がいいんじゃないかというお話がありましたけれども、私も、この議題にはまちづくり10回ということで、これは賛成なんですけれども、皆さんの意見を聞いて協議会に持っていくのが、協議会の方で決定をすると、そういう形になっておりますので、それは賛成なんですけれども、年代が、青年会議所、PTA連合会、40前の方たちがほとんどなんじゃないかなと思うんですね。できたら、もう10名ほど、何か40か50代の方たちを入れていただければいいんじゃないかなと思

います。

あと、そのほかの年代の方は自由で、ワークショップの方で応募してありますので、それに参加できると思っていますので、どしどし参加していただければと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。そのご意見、尊重させていただきます。

その他、まちづくり委員会のことについてですか。それでは、伊藤さん。

伊藤竹志委員 鷺沢の伊藤です。

今、築館の方から賛成のご意見が2件出た中であれなんですが、今私、事務局の説明を聞けば聞くほど必要ないんじゃないかなと、もう思ってしまうんですね。余りにも住民の意識とこのまちづくり委員会が格差があり過ぎる。だれもまちづくり委員会つくろうという要求よりもどういうふうになるのかという、そっちの方が今関心事なんですね。まちづくり委員会は私、先でもいいんじゃないかと、今やらなくても。それで、行政主導だどうだというようなお話も出たんですけども、やっぱり住民は合併したらどうなるかという、建設ということよりも事務の突き合わせの問題が非常に関心事が強いものですから、むしろそっちの方に時間を費やして、時間がないわけですから、そちらの方、事務局もその方が私、楽だと思っんですね、組織をふやすよりも。そんなこともちょっと考慮したらいいんじゃないかなと一つ思うんです。

あともう一つ、もしまちづくり検討委員会をつくるのであれば、組織と幅広く意見を聞くというようなお話が今あったんですけども、それであればこうやって組織を指定しない方がいいんじゃないかと。はっきり言って組織率低いですからね、皆さん。所属していない方が多い今や時代ですので、このようにこの組織から何名、何名という形になると、ここでもう閉ざしていることになりますので、その辺はちょっと検討していったらいいかなと思うんです。

あともう一つ、アンケートの件。前もちょっとお話ししたんですが、18歳以上、これちょっときょうここでも主張したいなと思うんです。刑法上、今14歳はもう大人と同じ刑法なんです。それなのに発言権は二十からというのも私不公平だなとずうっと思っているんです。中には中学校卒業、高校卒業の人はもう10代でも税金払っているんでね。立派な栗原の住民なんです。ですから、二十ということにこだわらず、私は16歳以上、長野県のどこかでは中学生からアンケートとったところがあると思うんですが、やはり10年、15年後の栗原というのはそういう子供たちですので、ぜひご意見を聞くのはもっと低年齢化、刑法だけ低くするのではなくて、意見も低い人からぜひ聞いていただきたいなと思います。以上です。

議長 後の問題はまた別として、まちづくり検討委員会、いろいろとご意見があります。このことについて、今ここでどうしたらいいのかなというようなことで会長としても大変困っております。はい、では高橋委員。

高橋光治委員 金成の高橋です。

私もまちづくり委員会、皆さんのご意見を聞きながら、この協議会規約の12条でこれをつくるということでもう一回理解したいんですが、小委員会のような格好ではないということだと思っんですが、そうしますと必要な事項を決めて、まちづくり委員会にお願いをします。この3条になりますと、関係町村が推薦する10名が出てくるようです。私は、私が任命するわけでは多分ないと思っんですが、私たちが5名出てきているこの合併協議会の中でも各町村の住民代表が、優秀な方がここに出てきている

と思うんです。それぐらい優秀な人だったら、その人がここに出てきた方がいいような気もするんですよ。その方々が、10名の方々が新たにまた選ばれるくらいでしたら、せっかく住民代表2名ずつ来ているんですから、その方から1名代表を選んで10町村の中からその専門的な討論をするような格好に、それこそ附属機関ではないけれども、小委員会的な格好でいいんですけれども、そういう方向でもして、そしてその新市計画策定に必要な事項の調査などをやっていくというだったらわかるんですが、改めて募集をしてつくったほかに、若い方々がいて、検討した中で、最終的にはこの協議会の求めに応じて、これ小委員会、検討委員会をつくっていくようですが、私もこの協議委員会に入っている方ですから、そうしますとそれは改めてつくる必要がなくて、協議委員会で必要なのであればここに出していただいて、ここで協議をするというような格好の方がもっといいのではないかと私は思うんですが、この点はいかがなんでしょうか、会長、どのような方が各町村から推薦をされてくるというふうに予想されますか、お伺いをします。

議長 各町村から推薦する委員の予想は今我々としても持っておりませんが、いずれ栗原地域まちづくり検討委員会について大分異論があります。このことについては、なお検討する余地があるというふうに会長思っております。これらについては町村長会議のところで再度検討させていただきたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、その後結論を出して、また報告させていただきます。ありがとうございました。

それでは、まちづくり検討委員会の以外についてご意見等ございましたらお伺いいたします。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、大変ありがとうございました。ただいま協議議題に供しております協議第1号、それから協議第2号、協議第3号、この内容の中でまちづくり検討委員会の分野を除きまして、それ以外については協議事項、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。アンケートの16歳とか18歳とかというのがありますが、これも一つ町村会で協議をしまいりますので、一つそれもお任せ願いたいと思いますが、よろしゅうございますかね。

(「異議なし」の声)

それでは、そのとおりさせていただきます。

それでは、協議第1号と協議第2号、協議第3号、まちづくり検討委員会の分野を除きまして、ただいま協議した内容で決定してよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

それでは、以上のとおり決定させていただきます。

それでは、協議第4号合併の方式について、協議第5号合併の期日について、協議第6号新市の名称について、この協議3件については関連がございますので、ここで協議議題といたしまして、事務局の方から説明をさせてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

協議第4号 合併の方式について

協議第5号 合併の期日について

協議第6号 新市の名称について

議長 それでは、協議第4から第6までを一括協議議題にいたしまして、内容の説明をいたさせます。

濁沼事務局次長 それでは、合併の方式についてご説明をいたします。

協議第4号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提出する。

平成15年8月7日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

合併の方式

築館町、若柳町、栗駒町、高清水、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とするという内容のご提案を申し上げるものであります。

1ページ、2ページは、総務専門部会で調整されました調整内容とその参考事項であります。

合併の方式といたしましては、一般的に対等合併と言われます新設合併と、吸収合併と言われます編入合併の二通りの方法があります。この二通りの合併内容の違いを対比し、説明いたしております。

新設合併の場合には、既存する10町村の法人格はすべて消滅いたします。一部議会の議員にかかわります合併特例法上の定数及び任期の特例等はありませんが、原則的には町村長や議会議員、農業委員会委員、その他特別職の職員等につきましてはすべて失職となります。

一方、編入合併の場合には、編入する町村の町村長や議会議員、農業委員会委員等の身分は変わりませんが、編入される町村の町村長や議会議員等につきましてはすべて失職することになります。以上で説明を終わります。

議長 次、協議第5号について。

濁沼事務局次長 次に、

協議第5号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提出する。

平成15年8月7日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

合併の期日

合併の期日は、平成17年3月14日とするという内容の提案を申し上げるものであります。

それでは、1ページ、2ページをごらんになっていただきたいと思います。

このページは、合併期日について、総務、専門部会で調整されました調整内容と、その参考事項を記載してあります。

3ページの参考資料1は、来春の5月、平成16年5月に合併協定書の調印がなされた場合の新市誕生までの事務手続の流れを表わしたものであります。また、右上段は既に市町村合併をなし終えました自治体の事例であります。下段はこれから合併を進める協議会の合併期日の事例であります。資料を

一部訂正していただきたいと思います。右欄の一番下の平成17年「3月31日(木)」を「3月日」、これ日にちを31日を消していただきたいと思います。また「大崎1市6町合併協議会」の名称を「大崎地方合併協議会」に訂正を願いたいと思います。大崎地方の合併の期日は17年3月中という期限で現在検討中であるとのことであります。

4ページの参考資料は栗原郡内10町村の町村長と議会議員の任期をあらわしたものであります。

それでは、合併期日を平成17年3月14日と提案するに当たりまして検討調整いたしました基本的な事項についてご説明をいたします。

まず第1に、市の形成要件や財政支援措置等を考え、時限立法であります合併特例法の期限内合併、すなわち平成17年3月31日までの合併を基本といたしました。

次に、第2といたしまして、16年5月に合併調印がなされた場合、17年3月まで10カ月という短期間になりますが、この期間内に新市の予算編成、条例の整備、電算システムの統合等の準備作業を含めた事務手続を確実なものとするため最大期限の3月中といたしました。

第3といたしましては、10町村で既に稼働しております既存電算システムの統合と住民生活に支障を及ぼさない新電算システムの構築のため、土曜日、日曜日でのネットワーク切りかえ稼働等を考え、なおかつ住民生活への影響や住民サービス、各種事務執行上、できる限り支障の少ない曜日を考慮し月曜日を選定いたしました。

第4といたしましては、郡内10町村の町村長さん方と議会議員さん方の任期を考えました。瀬峰町の町長さんの任期切れとならない3月19日以前といたしました。

この結果、この4要件に合致いたします日は3月7日か3月14日となりますが、これに新市誕生までの事務手続等も考慮し、合併期日を平成17年3月14日と定めたものであります。

次に、

協議第6号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提出する。

平成15年8月7日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

新市の名称

新市の名称は、公募方式で、小委員会に付託し協議会で決定するという内容の提案を申し上げるものであります。

それでは、1ページをご覧になっていただきたいと思います。

このページは、新市の名称について、総務専門部会で調整されました調整内容と、その参考事項であります。

【1】、【2】は、新市の名称決定に当たり特に留意しなければならない事項と総務省が示しております見解基準を記載してあります。

2ページの【3】は、総務専門部会の意見調整結果であります。10町村が合併してうまれます新市の名称は、合併協定項目の中でも地域住民の関心が最も高く、将来的にも日常の生活においても影響の大きい事項であります。このため、新市の名称選定に当たっては、広く住民の意見を聞き、合併に対す

る住民参加意識を高めるためにも一般公募方式により名称候補の募集を行い、協議会による選定が望ましいと考えるというふうになっております。ほとんどの協議会におきましては、この一般公募方式によりまして名称が決定されているようであります。具体的な方法といたしましては、この協議会におきまして新市の名称募集要綱を定め、新市の名称検討委員会を組織し、小委員会において新市名称候補の選定基準をつくり選定作業を進めるというものであります。

3ページ、4ページは、このための新市の名称募集要綱(案)であります。

第1条は趣旨であります。

第2条は公募の方式であり、1項は名称募集の条件であります。漢字、平仮名及び片仮名により表記された読み書きが容易な名称で、築館市、若柳市、栗駒市、高清水市、一迫市、瀬峰市、鶯沢市、金成市、志波姫市、花山市を除くものとしております。2項は公募の周知方法であります。3項は公募の期間であり、期日は 日としてありますが、期間は1カ月程度を考えております。4項は募集方法であります。5項は応募記載内容であります。新市の名称の意味、または提案理由が記載されていない応募は無効としております。6項、7項は応募資格と応募件数であります。

第3条は応募された名称の選定方法であります。応募された全作品の中から新市の名称検討委員会におきまして5種類程度に絞り込みをし、その内容を協議会に報告し、協議会において名称を決定するとしております。

第4条は記念品の贈呈内容であり、第5条は入選作の決定方法であります。抽選は協議会の席上において実施することとしております。

第6条は表彰及び記念品の贈呈方法であります。「名づけ親大賞」の1名については、新市の開市式に来賓として招待することとしております。

5ページは、新市の名称決定に係る県内及び新設合併自治体の参考事例であります。ほとんどの合併協議会が小委員会を組織し、名称を決定しているようであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ただいま協議事項として提案いたしました協議第4から協議第6まで、これは今直ちにここでいろいろと議論するというだけでも時間がないわけですからして、次回の協議会までこれを継続いたしまして、次回の協議会でいろいろと議論をして、ご意見を承りまして決定していきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ただ、協議第4号合併の方式について、これは今申し上げましたが、栗原郡10カ町村合併する場合は、これ対等合併以外にないものであらうと私は思っていますが、このことだけはきょう決めてもいいのかなというふうに思いますが、いかがなものでしょうかね。

賛成ですか。

それでは、協議第4号合併の方式については対等合併をするということで決めてまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、協議第4号合併の方式は次のとおりということで、新設合併、いわゆる対等合併で合併を行うということに決定をさせていただきます。

協議第5と協議第6については、継続いたしまして、次回の協議会の中で検討してまいりたいと思

ますが、よろしゅうございますかね。

(「はい」の声あり)

それでは、以上のおり協議第5と協議第6は決定をさせていただきます。

続いて、協議第7号電算システム事業について、これも本日説明をいたしまして、次回の協議会でいろいろのご意見を承ってまいりたいと思います。

まず、協議第7号電算システム事業についてを協議議題にいたしまして説明をいたさせます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

協議第7号 電算システム事業について

議長 それでは、説明を願います。

二階堂事務局次長 それでは、協議第7号についてご説明をいたします。

協議第7号

電算システム事業について

電算システム事業について、次のとおり提出する。

平成15年8月7日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

電算システム事業

電算システム事業の取り扱いについては、住民サービスの維持・向上、新市の一体性の確保及び事務の効率化等を図るため、合併時に電算システムを統一し、ネットワークシステムにより運用するという調整の案でございます。

次のA3の資料でご説明いたします。

A3の資料は、これまで企画財政部会、電算分科会におきまして、各町村の電算等の導入状況等を調査したその整理表でございます。

中段に「現況」とございますが、ちょうど真ん中ですが「現況」とございます。その下の説明をさせていただきます。

まず、基幹システムとございますけれども、これにつきましては、住民情報なり財務会計、庁舎内LAN、いわゆる庁舎内でネットワークを組んでいると、そういったコンピューターの台数をあらわしてございます。各町村のその台数でございます。

次の庁内LAN、これについては住民情報系、いわゆる住基、税、福祉関係の、いわゆる直接住民のデータと直結する分野のものが住民情報系。内部情報系といいますのは、いわゆる行政内部で、財務会計であるとか人事、文書管理、そういった内部のコンピューターの関係ということでござんいたきたいと思いますが、それぞれの導入状況、導入しているところは「」、導入していないところは「」ということで示してございます。

その下がネットワークとございますけれども、これは役場庁舎以外の施設とのネットワークが組まれているかどうかといったこと、さらには1人1台化とございますけれども、職員1人について1台パソコンが配置されているかどうか、そういった状況を示してございます。

その下にシステムとございますが、裏面にも続いておりますけれども、各町村でどの事務分野で電算システムを導入しているかという現況をあらわしたものでございます。住民記録系、住民系、以下たくさんございますけれども、現在各10町村で導入しているこのシステム、57の事務分野にわたって電算システムを導入をしてございます。このような中で電算システムの統合、これには技術的にもかなりの期間が必要だというふうに考えてございますので、今回提案をしたものでございます。

調整方針、調整内容につきましては、先ほどご説明いたしましたように、合併までこれらのシステムが稼働できるようなことで調整をしていくというような調整案でございます。以上です。

議長 協議第7号電算システム事業についての内容の説明をいたしました。これも各委員の方々、検討する必要があると存じますので、これも継続いたしまして、次回協議会までこれらは持ち越しをいたしましてご意見を承るといふような方法で検討してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、以上のとおり次期協議会までこれらは継続して審議をするということにしてまいります。

4. その他

議長 それでは、本日提案いたしました案件は終わるわけですが、6のその他に入ります。事務局でありましたら説明して下さい。

阿部事務局次長 それでは、以前に委員さん方に事前に資料送付と一緒にご案内しておりました8月23日土曜日、政府主催の市町村合併の全国リレーシンポジウム、きょうの受け付けの際にお伺いしましたところ30名以上のご参加いただくことになりました。ありがとうございます。追って調整いたしまして、いろいろ行程等を詰めまして、別途ご案内させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、今後の予定でございますが、さまざまな先進地の調査も検討しておりまして、県内、県外を含めてこれから調整しようと思っております。確定次第また皆様に事前にお示ししていきたいと思っておりますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思います。

なお、協議の日程につきまして、日程表、きょう修正した形でお渡ししておりますが、再確認のため、次回は8月28日木曜日、時間の方、午前10時ということで、瀬峰町さんのテアリホールの方で行います。また事前にご案内の地図等をおつけしてお送りいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 その他について何かありますか。はい、どうぞ。

千葉伍郎委員 2点について考え方をお聞かせをいただきたいと思ひます。

既にご案内のとおり、栗駒町の議会で合併協議会の設置に関する附帯決議をいたしました。それに基づきまして、7月3日に町長名で会長あてに文書で申し入れをいたしているわけですが、こうした問題の処理の仕方について、一体どこで協議をされ、どのような形で議論をされたのかということは、これは前にも2回ほど本町議会としても申し入れをいたしました。本当に議論をした内容が伝わってまい

りません。ましてや、町長名で申し入れをいたしました附帯決議の取り扱いについては、今現在どういう形で事務当局の中で議論をされているのか。また、こうした問題についてはどの機関で議論しようとするのか明確にさせていただきたい。

それから、前回の会議の終了間際に規約等を提示をされまして了解をしたわけですが、組織体制の体系図について出してくださいと、こういうことを言いました。出しっ放しで説明が全然ないわけです。ごらんのとおり、見ていただきますとおわかりのように、町村長会議は点線で枠外に出ております。きょうの会議の中でも、会長からは「町村会に一任をしてください」と、こういう声がたびたびあるわけですが、地域合併協議会の組織と町村長の位置づけというものは一体どうなっているのか、ここが私は依然として不明確のままに現在に至っているのではないかと。

ちなみに、規約の9条5項に基づきまして運営規程がございます。運営規程の10条の中に会議等の公開が文書化されております。一体、きょう示されました点線で示されている重要な部分について町村会で一任をしてくださいという言葉があるわけですが、これらの問題と会議規則10条の会議の公開ができるのかどうか。私はこのところを明確にこの会議の際にさせていただきたい。そうでないと、一体この町村長さんたちの位置づけが規約上は何ら触れられておりません。このまま会議を重ねていきますと、おかしなことになっていくのではないかなというふうに私は思っておりますので、いわゆる情報公開とのかかわり、組織図から点線で枠外に出ている扱いの問題について、くどいようですけれどもご説明をしていただきたい。この2点であります。

議長 会長から独断で回答させてください。

町村長の立場、私が提案者になっております、協議会に対しまして。私一人でこれを提案するものではありません。これはやはり当然提案する以上は10カ町村の執行権を持っております町村長、ここで協議をいたしまして、協議会の会長名でもってこういうふうな協議事項なり議決案件を提案する、これは私は正当な協議会に対する提案権でないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか、皆さん。

千葉伍郎委員 私はそのことを否定するつもりはありません。少なくともこの点線ではなくて枠内に入るべきではないのかというふうに思っているわけです。

それから、質問いたしておりますように、それだけ重要な立場でございますので、ここで議論をされた中身については会議運営規則に基づきまして会議録の公開がなされるものと理解していいのかどうか、お聞かせいただきたい。

議長 町村会の会議の内容についての会議録、こういうものについては今後町村会でよく検討させていただきます。そして、当然これは別に町村長会議といえども秘密ではございません。当然これは公開の原則にのっとるものであろうと存じますので、これらについては今後よく会議録等の調整をさせながら公開の原則に沿ってまいりたいというふうに思います。

千葉伍郎委員 もう一回お願いします。再度確認をさせていただきます。

それでは、次回までにその取り扱いについて正式見解をお示しをいただけるようお願いをして終わります。

議長 それから、附帯決議について私から答弁をさせていただきます。

提案者がだれか、議会に対する、これは栗駒町の場合は栗駒町の町長でございます。提案者に対して附帯決議したものであろうというふうに私は思いまして、その附帯決議したものがこの協議会全員の

方々に及ぼすものではないというふうに私は解釈いたしております。いかがでしょうか。

千葉伍郎委員 今ご答弁がありましたように、議会で附帯決議をされたものについては、仰せのとおり首長に提起をすることは議会の取り扱い上は間違いございません。それを受けて当該首長が委員会の方に公文書で要請をする。その結果の議論が経過を踏まえて最終的にはその取り扱いがどうなったのかということの議会での意見や質問で出るのは、これまたごく当然なことだと思っております。私言っているのは、そういう意見が一体どこで議論をされるものなのか。やはりこの協議会に申し入れがあった事案の取り扱いについて、その処理をする機関はどこなのかというところが明確になっていないだけに、申しわけございませんが質問させていただいているんです。

議長 ですから、附帯決議、これは提案者が栗駒町の町長ですから、その提案した内容について附帯決議したものですからして、当然これは栗駒町の議会なり執行部でそれは取り扱うものであろうというふうに感ずるんですが、いかがでしょうか。これは協議会の全般に各町村の議会から附帯決議されたもの、みんな持ち寄ってここで論議するということではなしに、私はやはりこれはあくまでも提案者がその町の首長ですから、首長の提案した議案に対する附帯決議ですから、その附帯決議は首長の提案した中でとどまるものであろうというふうに思うんですが、いかがでしょうかね。

千葉伍郎委員 申しわけございません。決して今の流れを否定するつもりはないんです。確かに提案をされました議案の附帯決議であります。その附帯決議を受けた首長が独立をして首長名で協議会の方に申し入れをされた場合の処理はいかがなされるんですかという聞き方をしているんです。

議長 これは聞きおく程度で仕方がないものと思います。会長の方でこのような決議がされたということで、これをしからは協議会の方々に逐一報告をして、これに回答するというということではないと私は考えまして、これは会長でもって処理をしたということで現在まで行っております。委員の皆さん異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 はい、ありがとうございました。

鈴木事務局長 それでは、以上で会を閉会してまいりたいと思います。

閉会に当たりまして、当協議会の副会長でございます千葉築館町長より閉会のごあいさつを申し上げます。

5. 閉会のあいさつ

千葉副会長 きょうは午後の2時から第2回の合併協議会、大変ご熱心なご討議をいただきまして、いろいろな問題が解決されたのもありますし、継続して審議をするということになったのもございました。きょうの中で一番よかったのは、合併の方式について対等合併と、これは異議なく決まったようでありました。あしたの新聞に載ることだろうと思います。早ければ今晚のテレビのニュースでも言われる。これらは栗原郡内だけでなく、よその地区でも非常に興味をもっているわけですね。一番もめているところは石巻の方なんですが、その点、栗原郡は人口が多かるうが少なかるうが、お互いに対等の立場でこれを合併するためにこれから審議をしていくということは、きょうの大変大きな成果であったのではないかと考えております。

それから、先ほどの、今後、何ていうんですか、町村長の会議の中で検討して回答しますというのもありまして、非常にこれからのこの協議会の進め方の中に大きな疑問点というか、あるいは全国どこでも合併協議会やるとき、ああいうことが問題になっているから、まちづくり委員会だとかなんかさまざまなものがあるから、ここもまねしてやったらいいんじゃないかというのではないとは思いますが、ややもするとそういう問題というのは、よそでやっているからこっちにも取り入れると。しかし、屋上屋を重ねるとか、説明を聞けば聞くほどなおさら必要ないんじゃないかというような意見が出ました。私もそっち側に座っていればそういうことを言いたいような気がするんですが、提案者が提案していることを会議の中で私も賛同しているものですから個人的な意見を差し控える。一体町長というのは何のためにここに来ているのかということになりますと非常に苦しい面があった。勝手なことを何でも言えるのならばいいんですが、今度は町村長会議に行って袋だたきにされる、こういうことになる場合もあります。言いたいことをじいっと我慢するのも協力の一つだなというふうに私は思っているわけでありまして、余り何だかんだ申しますと、こういう厳粛な会議の中でそぐわない内容の話をしゃべることになるんですが、大体閉会のあいさつというのはこういうことになっているわけです。どうもきょうはご苦労さまでございました。

6 . 閉 会

午後4時20分閉会